

平成29年度（第53回）岐阜県クラブ対抗

- ◆ 開催日 : 平成29年 7月 19日 (水)
- ◆ 会場 : 富士カントリー可児クラブ 可児ゴルフ場
- ◆ コース : 黄瀬戸コース
- ◆ 部門 : 50歳以上の部

一般社団法人
岐阜県ゴルフ連盟
競技委員長 後藤 修

◎ ゴルフ規則

日本ゴルフ協会ゴルフ規則と本ローカルルールを適用する。別途規定されている場合、または適用規則が明示されている場合を除き、ローカルルールまたは競技の条件の違反の罰は2打

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ（規則27）

- ① アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
- ② 現にプレーするホールにおいて、球がアウトオブバウンズの境界を越えて他のホールのインバウンズに止まっても、その球はアウトオブバウンズとする。

2. ラテラル・ウォーターハザード（規則26）

ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。

3. 異常なグラウンド状態（規則25）

- ① 修理地は白線と青杭で標示する(定義「修理地」参照)。
- ② スルーザグリーンの張芝の継ぎ目については付属規則 I (A) 3 e を適用する。
- ③ パッティンググリーンの前後のペイントマークと、スルーザグリーンの芝草を短く刈ってある区域にあるヤーデージマーキングペイントが球のライ、意図するスイング区域の障害となる場合(スタンスの障害は除く)、規則25-1 b に基づく救済を受けることができる。
- ④ 予備グリーンは定義上「目的外のパッティンググリーン」であり、球が目的外のパッティンググリーン上にある場合、プレーヤーは規則25-3に基づき救済を受けなければならない。

4. 障害物（規則24）

- ① 排水溝は動かさない障害物とみなす。
- ② 動かさない障害物に接している他の動かさない障害物は一体の障害物とみなす。
- ③ 動かさない障害物に接した白線で繋がれた区域内はその障害物の一部とみなす。
- ④ 動かさない障害物によって囲まれた造園区域(花壇、低木の植え込みなど)はその障害物の一部とみなす。
- ⑤ 場内整理用の縄張り施設は障害物とみなす。

5. コースと不可分の部分

- ① 巻物で樹木に密着している部分
- ② ウォーターハザード内にある護岸用の構築物
- ③ コース内を造形する岩組や枕木並びに露呈している岩石

6. パッティンググリーン上の芝の張り替え跡

パッティンググリーン上の芝の張り替え跡は古いホールの埋め跡と同じものとみなし、規則16-1cに基づき修理することができる。

7. パッティンググリーン上で偶然に球を動かす原因となったプレーヤーに罰を課さないローカルルール（規則18-2、18-3、20-1の修正）

プレーヤーの球がパッティンググリーン上にある場合、その球やボールマーカーがプレーヤーや携帯品によって偶然に動かされても罰はない。

その球やボールマーカーは規則18-2、18-3、そして規則20-1に規定されている通りにリプレースされなければならない。

このローカルルールはプレーヤーの球やボールマーカーがパッティンググリーン上にあり、いかなる動きも偶然である場合にだけ適用する。

注：パッティンググリーン上のプレーヤーの球が風、水あるいは重力などの他の自然現象の結果として動かされたものと判断された場合、その球はその新しい位置からあるがままの状態プレーされなければならない。そのような状況で動かされたボールマーカーはリプレースされることになる。

競 技 の 条 件

1. 委員会の裁定

委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

2. クラブと球の規格

- ① 適合ドライバーヘッドリスト(附属規則I(B)1a)を適用する。
- ② 溝とパンチマークの規格は、岐阜県ゴルフ連盟主催競技では、適用しない。
- ③ 公認球リスト(附属規則I(B)1b)を適用する。

3. ゴルフシューズ

正規のラウンド中、プレーヤーが金属製・セラミック製、または委員会がそれと同等と認めた鋳を有するゴルフシューズを使用することを禁止する。

この条件の違反の罰は競技失格とする。

4. 険悪な気象状況によるプレーの中断（規則6-8 b注）

付属規則 I (B) 4 を適用する。通報は以下の通り。

通常のプレー中断：短いサイレンを繰り返して通報する。

険悪な気象状況による即時中断：1回の長いサイレンを鳴らして通報する。

プレーの再開：1回の長いサイレンを鳴らして通報する。

注：険悪な気象状況による中断中は、委員会が開放と宣言するまで、すべての練習施設は閉鎖となる。閉鎖されている施設で練習しているプレーヤーは参加を取り消されることがある。

5. 練習

ホールとホールの間では、プレーヤーは最後にプレーをしたホールのパッティンググリーン上やその近くで練習ストロークをしてはならないし、球を転がすことによって最後にプレーをしたホールのパッティンググリーン面をテストしてはならない。

この競技の条件の違反の罰や処置は、『ゴルフ規則付 I (B) 5 b』を適用する。

6. 移動

正規のラウンド中のゴルフカートの使用を認める。カートは共用する競技者同士が操作するものとし、カートを操作することを目的として特定の者を雇ってはならない。カートは競技者の携帯品の一部とする。

- ① 共用のカートとそれに乗っている人や物は、球が関連している時は、すべて球の持ち主の携帯品とみなす。但し、カートが運転されている間は、そのカートとそれに乗っている人や物は、すべて運転している競技者の携帯品とみなす。
- ② カートを共用している競技者以外の者のカート使用は禁止する。**カートを不正に使用したり、不正使用を許した競技者の罰は、違反があった各ホールに対し2打。ただし、1ラウンドにつき最高4打まで。**ホールとホールの間で違反があったときは、罰は次のホールに適用となる。
- ③ カートは、同伴競技者間で交互に操作するものとする。但し運転免許を持たない競技者は、カートを操作しないこと。

7. キャディー

正規のラウンド中、プレーヤーのキャディー使用は禁止する。

この競技の条件の違反の罰や処置は、『ゴルフ規則付 I (B) 2』を適用する。

注：9番ホールから10番ホールへ向かう間、または18番ホールから1番ホールへ向かう間のカート道路において、構造上カートのリモートコントロール走行が不可能な場合、その交差する箇所については、補助要員がカートを操作することを認める。

8. スコアカードの提出（裁定6-6 c/1）

提出エリア方式を採用する。

9. タイの決定

競技規定に定める。

10. 競技終了時点

競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

1 1. 競技の成立

本競技の参加者全員が正規ラウンドを終了できなかった場合、委員会は競技成立について別途定めるものとする。

注 意 事 項

1. 競技の条件やローカルルールに追加、変更のあるときは、スターティングホールディンググランド付近に掲示して告示する。
2. 競技の条件で規制されるシューズ以外でもグリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
3. プレーの進行に留意し、先行組との間隔を不当にあけないよう注意のこと。プレーを不当に遅らせた場合は、ペナルティを課す。
4. 9ホール終了後、プレーを遅らせなければクラブハウスに立ち入ることができる。
5. 練習は指定練習場にて行い、打放し練習場においては備付けの球を使用し、スタート前の練習は1人1コイン（20球）を限度とする。
6. ティーマーカーは黒色とする。
7. 練習ラウンドは1個の球でプレーすること。
8. コース内では、携帯電話を使用しないこと。
9. 乗用カートに搭載されている距離計測機器のみ、使用することができる。
10. 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレイヤーの参加資格を取り消すことができる。
11. 委員会は規則33-7に基づきエチケットの重大な違反があったプレイヤーを競技失格とすることができる。
12. 平成29年度 一般社団法人 岐阜県ゴルフ連盟 主催・主管競技 服装規定を厳守し、コース上にいる人に対して不快感を与えないよう心配りをする。また、安全上・健康上、プレー中は必ず帽子（ひさし付）を着用すること〔バイザーも可〕。着帽をしない場合は、競技会への出場を禁止する。
13. 10番スタートの選手は、スタート地点がクラブハウスより離れているため、移動時間を考慮し、マスター室前に準備される各組のカートにスタート時間の30分前までに集合し、全員そろった後、乗用カートで10番スタートまで移動すること。10番スタート付近にも指定練習場（パッティンググリーンのみ）がある。

追 記

1. 朝食の用意は、午前 6 時 00 分よりとする。
2. 練習場の利用は、午前 6 時 00 分よりとする。
3. 昼食はハウス食堂およびコース売店を利用すること。
4. バックは口径9.5インチ、重量は13キロを超えないようにすること。
5. セカンドキャディーバッグ（サブバッグ）の使用は認めない。

指 定 練 習 日

1. 指定練習日は 6月27日（火）～7月14日（金）までの平日とする。
但し、7月3日（月）・10日（月）は除く。

指定練習日は前もって「富士カントリー可児クラブ 可児ゴルフ場」に申込予約すること。

TEL…0574-64-1111

申込みは当該練習日の1週間前にて締切る。

※指定練習日のキャンセルについては、キャンセル料が発生することがある。

詳細は会場倶楽部に確認すること。

平成29年 6月29日

岐阜県ゴルフ連盟 加盟倶楽部 各位

出場選手 各位

(一社) 岐阜県ゴルフ連盟
競技委員長 後藤 修
(公 印 省 略)

第53回 岐阜県クラブ対抗 観戦（ギャラリー）について

7月19日（水）に富士カントリー可児クラブ可児ゴルフ場で開催を予定しております「第53回岐阜県クラブ対抗」開催時の観戦（ギャラリー）について、下記の通りご連絡いたします。競技運営にご協力くださいますよう、お願い致します。

記

1. コース内への立ち入りは、危険防止の観点と緊急時（雷等）への対応の観点から、認めません。
但し各コース1番ホール、10番ホールのティインググラウンド付近、及び9番ホール、18番ホールのパッティンググリーン周辺に限り、観戦を認めます。パッティンググリーン周辺での観戦時にプレーエリアに入らないよう、ご協力ください。
2. 黄瀬戸コース 9番ホール～10番ホールは、クラブハウスから離れているため、他のコースへ立ち入らなければ行くことができない形状です。
このため9番ホールのパッティンググリーン周辺、及び10番ホールのティインググラウンド付近での観戦も認めません。
黄瀬戸コース 10番スタートには原則として選手、競技委員会関係者、会場クラブ関係者以外、行くことができません。

以上

岐阜県ゴルフ連盟 加盟倶楽部 各位

出場選手 各位

(一社) 岐阜県ゴルフ連盟
競技委員長 後藤 修
(公 印 省 略)

第53回 岐阜県クラブ対抗

織部コース・黄瀬戸コース

出場選手への周知事項（依頼）

7月19日（水）に富士カントリー可児クラブ可児ゴルフ場で開催を予定しております「第53回岐阜県クラブ対抗」一般の部（織部コース）および50歳以上の部（黄瀬戸コース）へ出場される選手へ、下記事項を事前に周知くださいますよう、お願い致します。

記

1. 織部コース

選手は、マスター室前に準備される各組のカートにスタート時間の15分前までに集合し、全員そろった後、乗用カートで各スタート付近まで移動すること。練習場で待機していてもカートが移動できないため、スタート15分前までにマスター室前に集合すること。

2. 黄瀬戸コース

10番スタートの選手は、スタートホールがクラブハウスより離れているため、移動時間を考慮し、マスター室前に準備される各組のカートにスタート時間の30分前までに集合し、全員そろった後、乗用カートで10番スタート付近まで移動すること。10番スタート付近にも、指定練習場（パッティンググリーンのみ）がある。

※ いずれも ローカルルールの 注意事項 に記載があります。